

福岡県感染拡大防止協力金Q & A (裏面)



	質問	回答
11	酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか？	要件を満たせば協力金の対象となります。
12	酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか？	要件を満たせば協力金の対象となります。
13	20時以降に料理を提供せず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか？	対象外です。 20時から翌朝5時の間、店内で客へ飲食を提供するなどの営業を控えていただく必要があります。来店客に対し、20時までに退店いただくようご案内ください。また、酒類の提供は11時から19時までですご注意ください。
14	20時を超えて営業している店舗が、20時から翌朝5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか？	時短要請の対象となる店舗で、20時から翌朝5時の間、店内で客へ飲食を提供するなどの営業を行わなければ、テイクアウトやデリバリーを行っても対象となります。
15	惣菜・弁当などのテイクアウト専門店、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイトインスペース、自動販売機(自動販売機で調理を行うホットスナックなど)は協力金の対象となりますか？	対象外です。 ただし、飲食店 営業許可を得て運営しているイトインスペースについては、協力金の対象となります。
16	ホテルや旅館の食堂の営業を20時までとした場合は、協力金の対象となりますか？	宿泊以外にも飲食を提供する店舗であれば、協力金の対象となります。
17	県外に本社がある企業やNPO法人等は協力金の対象となりますか？	要件を満たせば対象となります。 事業者の本社所在地や事業形態は給付要件に含まれていません。
18	大企業は協力金の対象となりますか？	要件を満たせば対象となります。 事業者の規模は給付要件に含まれていません。
19	市町村等、地方公共団体は協力金を申請できますか？	対象外ですので、申請できません。
20	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金の申請をすることはできますか？	営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、営業委託を受けている方(委託先)は対象外となり、申請することはできません。